

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成 15 年 3 月に「まえばし男女共同参画推進条例」を制定し、「市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本市の人口は減少傾向にあり、早いスピードで高齢者の増加が見込まれています。こうした中、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりが大きな課題となっており、男女共同参画の視点の重要性が高まっています。

また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力(DV)の増加、雇用や所得の減少などにおいて、女性に大きな影響をもたらしました。

本市では、現行計画の計画期間満了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする「まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の性格・位置付け

- 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月制定）第 14 条第 3 項及びまえばし男女共同参画推進条例第 9 条に基づく計画
- まえばしWindプラン 2014 後期計画（平成 30 年策定）の後継計画
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次群馬県男女共同参画基本計画」、本市の「第七次前橋市総合計画」、その他の関連計画との整合を図りながら男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（令和元年改正）第 2 条の 3 第 3 項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含
- 市民の意見や「前橋市男女共同参画審議会」の答申を受け、市民・事業者・民間団体及び県等と連携して施策の推進に取り組むための計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定する法律（平成 13 年施行）

平成 16 年（被害者の自立支援の明確化）、平成 19 年（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等）、平成 26 年（法律の適用対象を交際相手からの暴力及びその被害者に拡大、法律の名称を一部改正）の改正に続き、令和元年には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との相互連携・協力や保護の適用対象として被害者の同伴家族を含めるなどの改正が行われた。

(3) 計画の期間

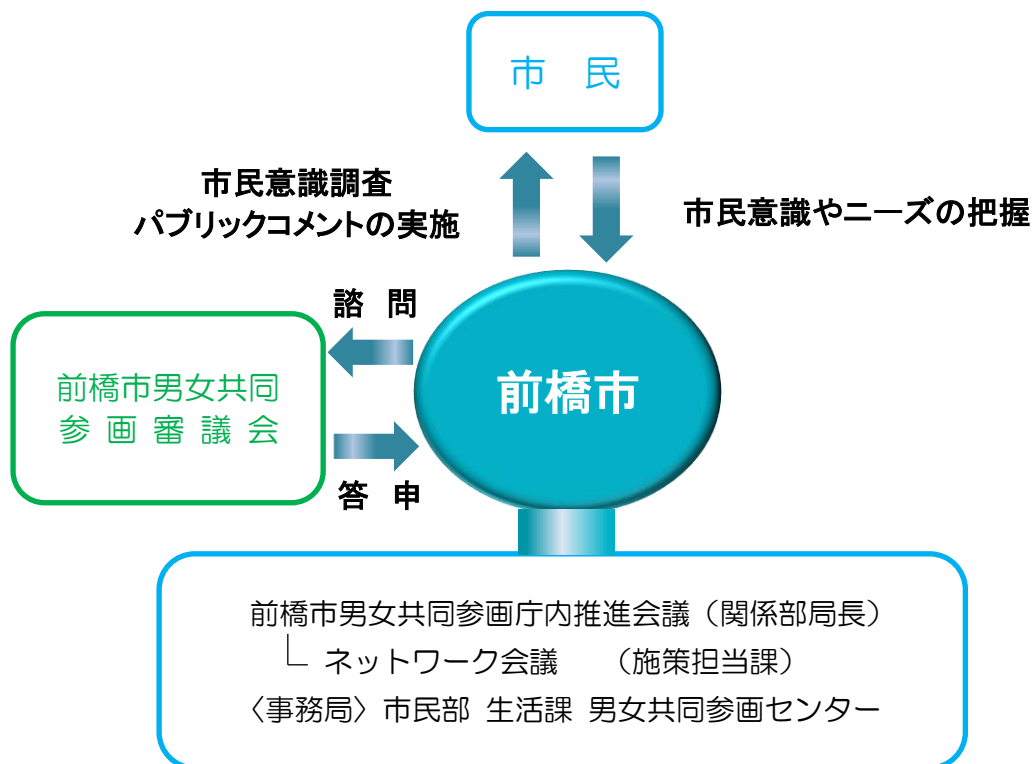
この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

計画期間

和暦	平10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
西暦	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計 画	まえばしWindプラン21					まえばしWindプラン2004					まえばしWindプラン2009					まえばしWindプラン2014 【前期】 【後期】						まえばしWindプラン							
	(第一次計画)					(第二次計画)					(第三次計画)					(第四次計画)						(第5次計画)							

(4) 計画の策定体制

この計画は、「男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年度実施）」により市民の意識や生活実態などを調査するとともに、パブリックコメントの実施や市民・有識者等で組織する前橋市男女共同参画審議会の答申を踏まえ、広く意見収集を行い、適切な反映を図りながら策定しました。



2. 策定の背景

(1) 本市のこれまでの取組

本市では、昭和 63（1988）年に婦人問題担当窓口を開設し、平成 10（1998）年には女性の地位向上を目指した 10 年間の行動計画として、「まえばし Wind プラン 21」を策定しました。Windプランの「Wind」とは、風という意味の他に、W=Women&Men（女性と男性）、i=independence（自立）、n=network（ネットワーク）、d=development（発展）という意味を持たせ、本市に男女共同参画の「風」がそよぐことをイメージしています。

平成 11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、平成 15（2003）年 3 月に「まえばし男女共同参画推進条例」を制定しました。同条例に基づく基本計画として、平成 16（2004）年に第二次前橋市男女共同参画基本計画となる「まえばし Wind プラン 2004」を策定し、以降、下表のとおり、第三次基本計画、第四次基本計画、そして第四次基本計画後期計画を策定し、計画に位置づけた様々な男女共同参画推進施策の取組を進めています。

計画期間	計画名称
平成 10～19 年度	「まえばし Wind プラン 21」 ※10 年間の行動計画
平成 16～20 年度	前橋市男女共同参画基本計画「まえばし Wind プラン 2004」
平成 21～25 年度	前橋市男女共同参画基本計画（第三次）「まえばし Wind プラン 2009」
平成 26～令和 3 年度	前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばし Wind プラン 2014」（平成 26～29 年度 前期計画・平成 30～令和 3 年度 後期計画）

各計画の基本目標

前橋市女性行動計画 「まえばし Wind プラン 21」

- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の推進
- III 女性と男性が共に自立して多様な生き方を選択できる生活環境づくり
- IV 活動を担う人づくり、交流を深めるネットワークづくり

前橋市男女共同参画基本計画 「まえばし Wind プラン 2004」

- I 男女の人権の尊重
- II 家庭生活とその他の活動への両立支援
- III 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- IV 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮
- V 市と市民と事業者の協働による推進
- VI 国際社会の取り組みとの協調
- VII 推進体制の整備・充実

前橋市男女共同参画基本計画（第三次） 「まえばし Wind プラン 2009」

- I 一人ひとりが尊重される～まえばし
- II みんなが主役になれる～まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

前橋市男女共同参画基本計画（第四次） 「まえばし Wind プラン 2014」/後期計画

- I 一人ひとりが尊重される まえばし
- II みんなが主役になれる まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

(2) 県の動き

群馬県では、昭和 55（1980）年に「新ぐんま婦人計画」を策定し、その後、平成 5（1993）年に「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成 13（2001）年 3 月には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成 16（2004）年 3 月には「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例の趣旨や理念を踏まえ、平成 18（2006）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定し、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などを行いました。また、同年 3 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく法定計画として「ぐんま DV 対策基本計画」を策定しました。

平成 21（2009）年 4 月には、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として、「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりを進めています。

その後、平成 23（2011）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」、平成 28（2016）年 3 月に「群馬県男女共同参画基本計画（第 4 次）」の策定を経て、令和 2（2020）年度には「第 5 次群馬県男女共同参画基本計画」を策定しました。

「第 5 次群馬県男女共同参画基本計画」は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度の 5 年間を計画期間とし、「SDGs の視点」と「社会の新たな変化に対応する視点」を基本的な視点として掲げるとともに、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備」の 3 つの基本方針を設定し、取組を進めています。

(3) 国の動き

国においては、昭和 50（1975）年、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年の「国内行動計画」策定や昭和 60（1985）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、法や制度の整備が徐々に図られてきました。平成 11（1999）年 6 月には、男女共同参画社会への一層の取組を行っていく上での法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成 12（2000）年には男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者保護の取組が進められています。

平成 19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成 22（2010）年 6 月には、父親の育児休業の取得を促す「改正育児・介護休業法」が施行されるなど、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す方向が示されました。

平成 27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、常用労働者 301 人以上の民間企業に、職場の女性の活躍に関する状況把握や課題分析をした上で、「事業主行動計画」を策定することが義務づけられました。この法律は令和元(2019)年に一部改正され、令和 4(2022)年 4 月からは、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されます。

また、平成 30(2018)年 5 月には、国や地方の議員選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。令和 3(2021)年 6 月にはこの法律の一部を改正する法律が公布・施行され、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等の対策が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

令和 2(2020)年 5 月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、また、同年 6 月には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる分野において男女共同参画の視点の反映や困難に直面する女性への支援の充実等の取組を強化しています。

また、令和 2(2020)年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、デジタル化社会への対応、頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)などの社会情勢の現状や予想される環境変化及び課題に対して効果的な施策の推進を図るため、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「Ⅳ 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域が示されています。

(4) 世界の動き

国連は昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定め、メキシコ・シティで開催された国際婦人年世界会議(第 1 回世界女性会議)では「世界行動計画」が採択され、翌年からの 10 年間を「国連婦人の十年」とし、「平等・発展・平和」を目標と定め、男女平等や女性の地位向上のために世界規模での活動を展開しました。

その後、女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、昭和 54(1979)年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

平成 27(2015)年 9 月には、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(行動計画)」が採択され、SDGs(持続可能な開発目標)の目標の中に、「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

3. 本市を取り巻く社会情勢の現状

(1) SDGs と本市の取組について

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール 169 のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない”ことを誓っています。

人口減少と少子高齢化社会の進展により、社会全体の活力低下が懸念される中、本市においても市民に身近な地域行政として、持続可能な地域社会づくりを進めることで SDGs を推進しています。

本市では SDGs の推進を図るため、「第七次前橋市総合計画 2021 年度改訂版」の策定に当たり、SDGs と総合計画に位置付けた施策（重点施策）との関連を整理するとともに、令和 3（2021）年4月1日付けで「SDGs 日本モデル」宣言へ賛同しました。総合計画を着実に推進することで、本市における SDGs 達成に向けた取組を推進させ、SDGs の理念に沿った経済・社会・環境の3側面における新しい価値の創造を通し、17 の持続可能な開発目標を実現させていきます。

SDGs(持続可能な開発目標)の 17 の目標



SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標一覧

目標	内容
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る。
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
8 働きがいも 経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(2) 男女共同参画の推進とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）では、目標5（ジェンダー平等の実現）を掲げており、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そしてSDGs 全体の実施においても、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。



わが国の「SDGs 実施指針」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs のすべてのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し、施策に反映することが必要であるとされています。

令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5（ジェンダー平等の実現）を含む SDGs 全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されています。

SDGs の目標5（ジェンダー平等の実現）のターゲット

ターゲット	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルでの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

（３）新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、特に女性に対して、就業面から生活面まで様々な形で深刻な影響を及ぼしています。

「令和３年版男女共同参画白書」（内閣府男女共同参画局）では、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化したとしています。就業面では、外出自粛や休業等により、女性割合が高いサービス業等の非正規雇用労働者が打撃を受け、女性の雇用、所得に深刻な影響を及ぼしています。生活面では、生活不安やストレスから、DV等の増加や深刻化が懸念されています。

また、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、女性の子育てや介護等の負担増加など、男女共同参画が進んでいないことに起因する問題が一層顕在化しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が社会に与える影響や変化、性別による影響やニーズの違いなどを踏まえつつ、感染症が収束したポストコロナの時代も見据え、男女共同参画をさらに推進していくことが求められます。

（４）デジタル社会への対応

社会が急速にデジタル化する中、新型コロナウイルス感染症拡大が契機となり、仕事ではオンライン活用が急激に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がりました。テレワークは、ウィズコロナにおける新しい生活様式に対応した働き方というだけでなく、誰もが働きやすく生産性の向上にも資するものです。在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

また、多くの産業・職業がデジタル化と密接に関わるため、性別を問わず人材育成が求められていますが、日本の理工系分野における女性の比率は諸外国に比べ低い状況にあります。

そのようなデジタル社会到来の中で、女性が活躍し自立していくために、デジタルスキルの強化を図り、デジタルデバイドを防ぐことが求められています。

「デジタルデバイド」

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差。

